

岐阜県公報

第千九百九十八号
平成二十年十一月十一日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 七三三^{ページ}

道路の区域変更

(道路維持課) 七三五

過疎地域自立促進特別措置法に基づく市道の改築に関する

工事

(同) 七三六

公示

争議行為の通知の公表

(労働雇用課) 七三六

土地改良事業の工事の完了

(農地計画課) 七三六

落札者等に関する公示

(水道企業課) 七三七

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 七三七

告示

岐阜県告示第六百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字城田寺字大平三二四八の一、三二四八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備えて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市岩井町三二六、三二七、三五九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市日吉町字炭焼六七二の二の二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾松田字道谷二二九の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町大垣内字中ケ洞一八八三の一、字セツ谷一八九六の一五、字湯口一九〇〇の七、一九〇〇の一五、一九〇〇の一七、一九〇〇の四二、一九〇一の一、一九〇一の一六、字コブトチ一九〇二の三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字村東三六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十一月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十一号	高山市奥飛驒温泉郷一重ケ根字大首二〇四番七六地先から同市同字内方二〇六番六〇地先まで	前	七・三 （一〇・九）メートル	一三・〇	
			後	七・三 （二〇・六）	一三・〇	

岐阜県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十年十一月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域の変更		敷地の幅延		備考	
一般国道	四百七十一号			高山市上宝町長倉字割石 平七六五番一地从先から	同市同町同字平 七七〇番六地从先まで	前	後	ル(メートル)	ル(メートル)		
						一五・六〇 三五・三	二一・一 六四・二			二五・〇七	二五・〇七

岐阜県告示第六百四十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次の市道の改築に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		工事区間		経過地		工事の種類		工事開始日	
市道	跡津川線			飛騨市神岡町土字村ノ上一 八番一地从先から	同市同町跡津川字コバ 五七七番地先まで	飛騨市神岡 町土字観音 堂前八一番 三地从先		道路改築	平成 二〇・一一・三		

公 示

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に關して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 争議行為の行われる日時
平成二十年十一月十二日以降
- 二 争議行為の行われる場所
みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場
- 三 争議行為の概要
前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業	糸貫地区	平成一九・三・二〇

岐阜電力工務部の公告

岐阜県の各田舎又は指定役員の罷免手続の契約を定める規程（平成十七年岐阜県職規第百二十号）第十一條の規程により、次のとおり岐阜電力工務部の公告による。

平成二十一年十一月十一日

岐阜県岐阜市 古 田 肇

〔岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等〕

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場で使用する電気 1,245,000kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成20年 8 月29日
 - 4 落札者を決定した日 平成20年10月17日
 - 5 落札者の氏名及び住所 滋賀県大津市月輪2丁目19番6号
エネサーブ株式会社
代表取締役 木下 寛夫
 - 6 落札金額 21,665,857円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所
 - (2) 所在地 岐阜県瑞浪市釜戸町2190番地12
- 〔岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気の調達に関する落札者等〕
- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気 9,742,000kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成20年 8 月29日
 - 4 落札者を決定した日 平成20年10月17日
 - 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 三田 敏雄

6 落札金額 138,667,807円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所
- (2) 所在地 岐阜県瑞浪市釜戸町2190番地12

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公告による。

平成二十一年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
垂井町区	平成10・10・11	理事	北村 重雄	一四二番地
土岐区				
土岐区				

平成二十年十一月十一日印刷
平成二十年十一月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社